

委員会提出議案第4号

性犯罪に関する刑法規定の見直し等に関する意見書

性犯罪に関する刑法規定の見直し等に関する意見書を、別紙のとおり国会及び関係行政庁に提出するものとする。

令和3年（2021年）6月23日提出

豊中市議会議会運営委員会

委員長 坂 口 福 美

性犯罪に関する刑法規定の見直し等に関する意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、長期にわたり心身に重大な苦痛を与え続ける深刻な犯罪であることから、性犯罪・性暴力の根絶に社会的気運が高まる中、平成29年（2017年）の刑法改正において性犯罪に関する規定の見直しが行われたが、その後、被害者の同意のない行為だと認定されながらも無罪とされる判決が相次ぎ、現行の規定でも不十分である事が明らかになった。

性的虐待については、性交同意年齢が13歳と諸外国と比較し低年齢であることから、13歳以上の未成年が性的虐待（または性犯罪被害）の被害にあった例でも、日常的に繰り返される虐待で無気力であったことや恐怖心から抵抗をしなかった場合、裁判で抗拒不能が立証されるに至らず無罪になるなど、日本の性犯罪規定等は、ひとときわ被害者に厳しく性暴力加害者に寛大な状態にある。

「誰一人取り残さない」を基本としているSDGs（持続可能な開発目標）の取組みを進める観点からも、性犯罪に関する取組みを更に充実させることが求められる。

よって、政府及び国会においては、被害者の視点に立ち、速やかに被害の実情を踏まえた性犯罪に関する刑法改正等の議論において次の事項について見直しを行うよう要望する。

記

1. 性交同意年齢を引き上げること。
2. 軽犯罪法または迷惑防止条例などによって対応されている盗撮行為について、刑法に位置付けること。
3. 支援センターの体制強化に対する財政措置を拡充し、支援に従事する人材の育成や被害申告や相談しやすい環境整備を行うこと。
4. 性犯罪により有罪判決が確定した者に対する矯正プログラムの拡充や新たな手法により、性犯罪の繰り返しをゼロにする取組みを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）6月23日

豊中市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長
衆・参両院議長

各あて